

感染症法に基づく医療措置協定等の締結状況【令和7年4月1日時点】

- 新型コロナへの対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症法を改正
- 改正感染症法により、都と医療機関等がその機能・役割に応した協定を締結することが法定化

項目		目標数 A	協定締結数 (R7.4.1時点) B		目標との差 (R6年度締結目標) A-B
病床	流行初期	4,000床	5,097床		目標達成済み
	流行初期以降	6,000床	6,861床		目標達成済み
外来	流行初期	1,000機関	3,035機関	病院 403機関 診療所 2,632機関	目標達成済み
	流行初期以降	4,900機関	5,077機関	病院 440機関 診療所 4,637機関	目標達成済み
自宅療養者等 への医療の提 供	病院・診療所	3,400機関	3,620機関	病院 283機関 診療所 3,337機関	目標達成済み
	薬局	4,800機関	5,682機関		目標達成済み
	訪看事業者	1,200機関	1,272機関		目標達成済み
後方支援医療機関		310機関	455機関		目標達成済み
人材 派遣	医師	300人	539人	病院 187人 診療所 352人	目標達成済み
	看護師	160人	619人	病院 385人 診療所 234人	目標達成済み
検査体制	流行初期	1.1万件/日	36,034件/日 (締結機関数1,010施設)		目標達成済み
	流行初期以降	5.9万/日	65,519件/日 (締結機関数1,370施設)		目標達成済み
宿泊療養 施設	流行初期	1,200室	1,860室		目標達成済み
	流行初期以降	9,500室	11,180室		目標達成済み